

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(製造及び消費の技術基準の見直し)

令和3年6月30日
経済産業省
産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官付

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。

今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の製造及び消費の技術基準の一部について改正を行う。

2 主な改正事項

①消費の技術基準の性能規定化

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要のあるものについて、性能規定化を行うとともに、対応する例示基準を策定する。

(施行規則第51条～第56条の4、例示基準)

②電波を発する機器の携行の制限

電波により電気雷管が爆発する事故例(海外)が報告されていることを踏まえ、消費現場における電気雷管の運搬時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。あわせて、危険工室等(電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等に限る。)への入室時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。

(施行規則第5条、第51条)

③半導体集積回路付き電気雷管に関する特例

半導体集積回路付き電気雷管のうち、漏えい電流や電波等に対する安全機構を取り入れ、誤爆を回避する仕組みが備えられたものについて、電気雷管の運搬及び導通(抵抗)試験時における規制の一部を緩和する。

(施行規則第51条、第54条)

④火薬類取扱所の設置における特例の見直し

現行、「1日の消費回数が1回であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」については、火薬類取扱所を設けなくて良いとされているが、当該要件を、「1回の消費ごとに火薬庫から火薬類を消費場所に持ち込む場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」に変更する。

また、新たに「土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であって、1日の消費回数が1回であり、かつ、火工所として、火薬類取扱所の構造基準に適合する建物を設けた場合」についても、火薬類取扱所の設置を設けなくて良いこととする。

(施行規則第52条)

⑤点火回路を無線とした場合の措置の追加

無線を用いた点火回路では、他の電波等による誤爆が懸念されるため、誤った信号により意図に反して誤爆しないような措置を講ずるための基準を追加する。

(施行規則第54条、第56条の4)

⑥爆薬を装填した際の込物の要否に関する基準の見直し

火薬類の装填時に込物の使用を要しないとする場合の要件を一部変更する。

(施行規則第53条)

なお、経過措置として3月間の周知期間を用意する。

3. 今後のスケジュール

令和3年6月30日～7月29日

パブリックコメントの募集

令和3年9月上旬頃

公布(予定)

令和3年12月上旬頃

施行(予定)